

# 部（クラブ含む）活動に係る活動方針

京都府立鴨沂高等学校

## 1 活動目的等

本校に設置されている体育系部、文化系部及びクラブ（文化活動推進組織）は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、校長が委嘱する部（クラブ）顧問の指導により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資することを目的とする。

また、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意する。

その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体及び地域スポーツクラブ等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにする。

なお、本活動方針は京都府部活動指針（平成30年4月）に基づき策定する。

## 2 設置部活動（参考：京都府高等学校体育連盟及び文化連盟の設置専門部順）

〔体育系部〕

陸上競技、水泳（水球、アーティスティックスイミング）、男子バスケットボール、女子バスケットボール、女子バレーボール、卓球、サッカー、バドミントン、剣道、弓道、テニス、自転車競技、フェンシング、ダンス、硬式野球

〔文化系部〕

演劇、合唱、吹奏楽、美術、書道、放送、茶道、自然科学、調理、軽音楽、情報処理

〔クラブ（文化活動推進組織）〕

京都文化（能・華道・探究）

## 3 入退部

- (1) 部（クラブ）活動は主に放課後に行う教科外の特別活動であり、入退部は生徒の自由意思に基づく。
- (2) 所定の手続きを経て、保護者及び当該部（クラブ）顧問の承認を必要とする。
- (3) 年度当初の部（クラブ）登録期間に所定の手続きのため、生徒はクラス担任から入部願（届）を受け取り、保護者及び顧問の承認印をもらい、各部（クラブ）顧問へ入部願（届）を提出し、顧問は名簿を作成（入力）の上、各クラス担任と生徒指導部へ用紙を切り離して提出する。
- (4) 年度当初の部（クラブ）登録期間を過ぎても年度内は随時、顧問へ入部願（届）を提出でき、退部願（届）も同様に手続をする。
- (5) 体育系部、文化系部、競技スポーツ部及びクラブを問わず、複数部（クラブ）に入部願（届）を提出することができ、兼部を認める。

## 4 活動計画等

- (1) 部（クラブ）顧問は、「年間活動計画」について、年度当初に生徒指導部に提出し、校長の許可を受けること。
- (2) 部（クラブ）顧問は、「月間活動計画」について、年度当初から少なくとも2か月毎に生徒指導部に提出し、校長の許可を受けること。
- (3) 校外にて活動を行う場合は、「校外活動届」を生徒指導部に提出し、校長の許可を受けること。

- (4) 週休日、学校休業日に校内にて活動を行う場合は、「学校施設使用願」を生徒指導部に提出し、校長の許可を受けること。

## 5 活動時間等

- (1) 長くとも平日は、3時間程度（朝練習を含む）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は、4時間程度とすること。
- (2) 朝練習は、当該顧問の付き添いのある場合に限り、午前7時より認める。但し、施設使用願を提出し、校長の許可を受けること。
- (3) 完全下校時間は、午後6時とする。但し、1時間を限度に活動延長（午後7時に完全下校）を認める。その際、活動延長届を提出し、校長の許可を受けること。
- (4) 長期休業中の練習は、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。
- (5) 定期考査に係る活動について、考査開始1週間前から考査終了前日までの部活動は停止する。但し、定期考査終了後、2週間程度の間公式戦に出場し、部活動停止期間に活動する場合は、「特別期間活動願」を生徒指導部に提出し、校長の許可を受けること。

※ 他校等との合同練習又は練習試合等の場合は、上記活動時間を超えた時間となる場合もあり得るが、生徒の身体的・精神的な負担やバランスの取れた学校生活の実現の観点から、翌日等にしっかりと休養日を設けるなど配慮し、生徒の疲労感や心身の状態を把握するように努める。

## 6 休養日

週当たり1日以上設定すること。

※ 月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定することが望ましい。

## 7 合宿規定

- (1) 目的  
部活動の意義により、自主的な活動を通じて、互いに親交・友情を深め、集団の規律や責任を重んじ、心身を鍛えて健康を増進させるなど望ましい人間形成を目指す。
- (2) 場所  
ア 原則、近畿圏内各府県及び京都府に隣接する府県とする。  
イ 長期休業中に限り、本校地内での合宿を認める。その際、和室等の施設を使用し、貸布団を利用する。また、食事は業者に弁当や仕出しを依頼し食堂を利用するか、外食とする。
- (3) 回数  
原則、年2回までとする。
- (4) 日数  
原則として1回につき、2泊3日を限度とする。
- (5) 許可等  
ア 年度当初の健康診断受診、保護者の承認及び長期休業前については、健康相談を必要とする。  
イ 実施する部（クラブ）顧問は、参加する生徒の心身状態を十分に把握し、生徒の実態に合わせた無理のない計画を立てること。  
ウ 顧問は必ず同宿しなければならない。  
エ 合宿中、顧問の指導に従わない場合は、部合宿を中止することがある。  
オ 合宿の指導責任者は当該部（クラブ）の顧問とする。  
カ 費用の拡大、健康管理及び防火・防災管理について、十分に注意する。

キ 合宿に係る金銭の出納は、顧問の責任において処理し、後日保護者に清算報告をする。

#### (6) その他

ア この規定以外の事項については、当該部(クラブ)顧問と生徒指導部が協議の上、プロジェクト会議に諮る。

イ 合宿を実施する部(クラブ)顧問は、次の書類を生徒指導部へ提出し、校長の許可を受けること。

(ア) 合宿許可願及び参加者名簿(合宿遠征計画書含む)

＊ 顧問が様式(簡易決裁)により起案

(イ) 保護者承認書(同意書)(保護者あて文書含む)

＊ 顧問が回議書により起案

(ウ) 宿泊を伴う教育活動の実施届

＊ 生徒指導部担当者が取りまとめて回議書により起案(但し、長期休業中以外の期日に実施する場合は、当外部顧問が起案)

### 8 部・クラブ設置基準(設置及び廃止)

部・クラブの設置等については、次の項目のうち該当する事項を満たし、校長の許可を受けた上で、設置または廃止することとする。

(1) 学則第13条により、部・クラブの設置及び廃止について必要な事項を定める。

(2) 部は、体育系部と文化系部に分かれる。

(3) 部を新たに設置するためには、クラブを設置して3年以上の活動実績があること。

(4) クラブは、体育系クラブと文化系クラブ(文化活動推進組織)に分かれる。

(5) クラブを新たに設置するためには、特定の専門的知識・技能を持った教員により指導できる体制があり、参画する生徒が複数名以上存在すること。

(6) 既存の部に1年以上活動実績がなく、部員の確保が望めない場合に部を廃止する。

(7) クラブ設置に活動実績があっても、特定の専門的知識・技能を持った教員が転勤等で指導できなくなった場合には、クラブ設置後3年未満の場合は廃止する。

### 9 その他

(1) 各部・クラブの年間活動計画は、年度当初に本校ウェブページ上で公開する。

(2) 各部・クラブの月間活動計画は、年度当初から少なくとも2か月ごとに本校ウェブページ上で公開する。

(3) 各部・クラブが競技会やコンクール等に参加した場合は、その結果を速やかに本校ウェブページに掲載し、情報発信する。

(4) 本校の体育施設(プール等)を拠点にした地域スポーツクラブが設立された場合は、部活動と地域スポーツクラブが連携・協同する体制を整える。

(5) 本校に部活動がない全国高等学校体育連盟(略称:高体連)に競技別専門部が設置されている競技を学校外で取り組んでいる生徒については、本人及び保護者の申し出があれば学校から高体連登録を行い、高体連主催大会に参加することができる。その際、体育系・文科系の区別なく「競技スポーツ部」を置き、登録や大会引率業務等を行う顧問を校長が委嘱し配置する。

[附 則] 本活動方針は、平成31年4月1日から施行する。